

世田谷区における公契約に関する条例の制定について

(付議の要旨)

世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例（素案）を報告する。

1 主旨

厳しい社会経済環境を背景に、低価格による入札等の増加による公共サービスの品質低下、労働者や下請けに対するしわ寄せが危惧される中で、これを未然に防止するためのいわゆる「公契約条例」を制定する動きがあり、平成 21 年 9 月に野田市が、平成 23 年 4 月には川崎市が、概ね同趣旨の条例を制定し、ここ数年では、渋谷区や高知市、厚木市などでも条例制定が続いている。

区においては、これまでも、競争性・透明性の向上、履行の質の確保等の観点から、さまざまな入札制度改革の取組みを進めてきたところであるが、その後の急激な経済・労働環境の変化や、平成 23 年第 1 回区議会定例会において「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が採択されたことなどを踏まえ、今後の公契約のあり方について広く検討を行うため、庁内に検討委員会を設置し、公契約のあり方及び入札制度改革について調査・検討を行ってきたところである。

検討委員会の最終報告にもあるように、入札制度改革を進めるにあたり、公契約の基本原則や基本価値といったものを作り、統一的な視点で制度改革を考えていくことは重要であり、こうした意味からも公契約条例を作ることには意義があることから、産業界・労働界、区民の意見を反映しながら、公契約の基本原則である経済性、競争性、公正性と社会的な価値のバランスに十分配慮し、あわせて入札制度改革を進めながら、世田谷区にふさわしい目的や理念をもった公契約に関する条例を制定する。

2 基本的な考え方

- 労働条件等については、民法、商法、労働関係法令などに基づき、使用者及び労働者間の自由な契約に基づくべきものであり、国の労働政策に係る事項であることを念頭におく。
- 法令に基づく対等平等、自由な契約を最大限尊重し、かつ、長の専権たる予算執行権を侵すことなく、適法な手法をとりながら、区が締結する契約において適正な労働環境が十分確保されるための取組みを規定するものとする。
- 先行一部自治体の例のように、金額や契約の形態によって適用範囲を絞るようなことは行わない。
- 区と事業者との間は、対等平等であり、条例は、先行自治体の例にあるような、最低賃金を守らない場合は、契約を解除するなどといった強権的なものでなく、あくまでも、事業者及び区民に対する広報や啓蒙啓発を主体とする協調型、意識誘導型とする。
- 区長の附属機関として（仮称）世田谷区契約適正化推進委員会を設置し、条例の効果の評価・点検し、実効性を確保する。
- 条例制定は、入札制度改革の取組みの中の一環であり、さらなる入札制度改革の推進と条例施行による新たな取組みとの両輪によって、世田谷区にふさわしい入札制度に向けた改革を進めていく。

### 3 条例素案及び関連資料

別紙1 条例素案及び条例施行規則素案

別紙2 世田谷区入札制度改革（方針）（案）

別紙3 入札制度改革及び条例に基づく7つの施策

### 4 当面のスケジュール（予定）

平成25年11月13日（水）	企画総務常任委員会（条例素案提出）
11月27日（水）	～第4回区議会定例会（条例素案に関する議論）
平成26年1月9日（木）	庁議準備会議（条例案）
1月17日（金）	政策会議（条例案）
2月24日（月）	第1回区議会定例会（条例案上程）
3月5日（水）	条例案可決（中間議決）
4月1日（火）	条例施行

### 5（参考）これまでの取組み

#### 公契約のあり方検討委員会（8回開催済）

##### （1）意見（最終報告）

- 入札制度改革を進めるにあたり、公契約の基本原則や基本価値を作り、統一的な視点で制度改革を進めていくことは重要であり、こうした意味から、公契約条例を制定することには意義がある。
- 公契約を通じて多様な価値の実現をめざすとしても、公契約の基本原則は、経済性原則と公正性原則であり、この大原則を逸脱するものであってはならない。
- 条例の検討にあたっては、公契約の波及的価値（地域経済の活性化や防災への貢献等）や区民の利益等を含め、広く公共政策的な視点等を取り入れていくことが必要である。
- 条例の規定内容の検討にあたっては、様々な法的課題に留意しつつ、慎重な検討が必要である。

##### （2）委員構成

学識経験者 3名、区理事者 5名

##### （3）その他

- ①区民、産業界、労働界等の意見を反映しながら、検討を進めてきた。  
（公契約について、広く区民の理解を得るためにシンポジウムと報告会を開催（2回）した。また、事業者及び労働者を対象としたアンケート調査、区政モニターアンケート及び一般区民への意見募集を実施した。）

平成 25 年 11 月 8 日

## 世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例（素案）

## 前文

世田谷区（以下「区」という。）は、区の調達に係る売買、賃借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）について、その時々<sup>1</sup>の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきた。

一方、昨今の社会経済情勢によると、事業者間の競争は激しくなり、世上、一部においては、採算を度外視した受注をせざるを得ない状況も見受けられるとされており、そこには、事業者等がおかれた厳しい経営環境の実態が反映され、また、労働者の労働環境の悪化が懸念されている。

労働者の労働条件については、本来、民法、商法、労働基準法、労働契約法、最低賃金法などの民事、労働関係法令等に基づいて、使用者と労働者の間における自由な合意によって決められるべきものであり、区は、法的に見ても、行政施策として、その是正に関与する権限を与えられていないが、契約において、適正な賃金の支払いなど労働者の労働環境が守られない事態が仮にあるとすれば、区としても看過することはできない。

区においては、平成23年第1回世田谷区議会において、「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が採択され、区長は、世田谷区公契約のあり方検討委員会を設置した。

その報告では、事業者等の経営環境や事業者等に雇用される労働者の労働環境の改善に止まらず、広く公共政策的な視点や納税者である区民の利益に対する視点を取り入れながら、また、経済性・公正性原則と社会的価値のバランスにも十分に配慮しつつ、いわゆる公契約条例を制定することを求めている。

地方自治法上、契約の締結権は、区長の専権たる予算執行権の一部をなすものであるが、そのことに十分留意しつつも、区は、法令の許す範囲の中で、契約において、適正な賃金の支払いなど労働者の労働環境が守られるよう、ここに、世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例を制定する。

## （目的）

第1条 この条例は、契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、契約の基本理念を明らかにし、区長、事業者等の責務を定め、併

せて、世田谷区契約適正化推進委員会の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区と契約を締結して業務を受注した者又は受注しようとする者（他人を使用しないで当該業務に従事することを常態とする者（以下「一人親方」という。）を除く。）をいう。
- (2) 下請負者 契約に係る業務を受注した者から当該業務の一部を受注した者又は受注しようとする者（一人親方を除く。）をいう。
- (3) 労働者 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業者又は下請負者に使用される者で、賃金を支払われる者
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、区の業務に従事する者
  - ウ 一人親方

(基本理念)

第3条 契約（世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）第3条の規定に基づき契約権限を委任された者が締結するものを含む。以下同じ。）の基本理念は、次に掲げるものとする。

- (1) 締結過程の全般において事業者間の公正かつ公正な競争が促進されるべきこと。
- (2) 締結過程の全般において経済性及び透明性が確保されるべきこと。
- (3) 調達物品、役務の提供等の質及び適正な価格が確保されるべきこと。
- (4) 履行過程において法令が遵守され、適正な労働環境が確保されるべきこと。
- (5) 前各号に掲げる事項の具体化により、社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健全な発展が図られるべきこと。

(区長の責務)

第4条 区長は、前条各号に掲げる基本理念を具体化するため、契約の締結過程及び履行過程の全般における適正を確保するために必要となる施策の総合的な推進に努めるものとする。

- 2 区長は、契約の履行過程において、法令が遵守され、適正な労働環境が確

保されるために必要となる施策を講じるよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者、下請負者及び一人親方（以下この条において「事業者等」という。）は、社会的な責任を自覚して契約を履行するよう努めるものとする。

2 事業者等は、契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保し、及びその向上を図るよう努めるものとする。

3 事業者等は、契約に係る業務を第三者に発注するときは、適正な条件を付すよう努めるものとする。

(世田谷区契約適正化推進委員会)

第6条 契約の締結過程及び履行過程の全般における適正を確保するため、区長の附属機関として世田谷区契約適正化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の解釈及び運用に関すること。

(2) 適正かつ公正な契約の実施に必要な施策に関すること。

(3) 区の入札及び契約の手續の基本的事項に関すること。

(4) 前3号に掲げる事項に関連する事項で、区長が必要と認めること。

3 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者

(4) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成 25 年 11 月 8 日

世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例施行規則（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例（平成 25 年 月世田谷区条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（区長が実施する施策）

第 3 条 条例第 4 条の規定に基づき区長が推進し、又は講じる施策は、次のとおりとする。

- （1） 入札その他の契約の手続きの公平性、公正性及び透明性を確保し、並びに履行の質及び適正な価格を確保するための施策
- （2） 労働者の労働環境の確認に関する施策
- （3） 適正な労働環境を確保するための広報その他の啓発事業
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、条例第 3 条に規定する基本理念を具体化するため、区長が必要と認める施策

（委員の構成）

第 4 条 世田谷区契約適正化推進委員会（以下「推進委員会」という。）の委員の人数は、次に定めるとおりとする。

- （1） 学識経験者 3 人以内
- （2） 関係団体の代表者 2 人以内
- （3） 区内に住所、勤務先又は通学先を有する者 2 人以内
- （4） 関係行政機関の職員 3 人以内

（会長及び副会長）

第 5 条 推進委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

- 4 会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

(会議)

第7条 推進委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 推進委員会は、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第9条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成 25 年 11 月 8 日  
財 務 部 経 理 課

## 世田谷区入札制度改革（方針）（案）

本年 8 月に、世田谷区公契約のあり方検討委員会の最終報告書が出されたことを踏まえ、世田谷区における入札制度改革をさらに進め、また入札制度改革の一環として（仮称）世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条約を制定する。

### 1. 基本的考え方

これまでの入札制度改革の取組みにおける「制限付一般競争入札」、「希望制指名競争入札」の導入は、競争性・透明性の向上や財政効果等の面から成果があった。公契約の基本原則や納税者の利益等に鑑み、基本的な入札手法については現行制度を維持する。

過度の価格競争による経営や労働面への影響、履行の質の確保、不適切事業者への対応、区内産業の活性化などの諸課題については、これらを解決するための制度・仕組みの導入（又は改善）や、入札参加条件の工夫などにより、競争性や透明性等の原則を侵さない範囲で最大限の解決を目指す。

「災害発生時等における地域対応力の向上」を区政の重要課題のひとつと捉え、入札制度においても、この実現に向けた仕組みを導入するとともに、あわせて区内産業の活性化にもつなげていく。

以上を基本に、入札・契約制度の必要な見直しを図るとともに、世田谷区にふさわしい公契約に係る条例を制定する。

### 2. 世田谷区における入札制度改革の今後の取組み

#### (1) 基本的な入札方式等について

区の入札方式については、今後も、競争性等の確保の観点から、工事契約においては「一般競争入札」を基本とし、委託等の契約においては、「希望制指名競争入札」を基本とする。

#### (2) 不適格な事業者等に関する対策について

区内に事務所の実態がない事業者などの不適格事業者の入札参加は、入札における公正性や健全性等を大きく損なうものであることから、こうした事業者が入札参加することがないように、引き続き、対策を強化する。具体的には、不適格事業者を排除するため、現地調査等を徹底するとともに、特に、新規参入事業者については、明確に



実態が確認できる場合に限って入札参加を認めるなど、事業者指名にあたっての取扱いを厳格に行う。

### (3) 最低制限価格制度について

入札における過度な価格競争は、公共事業の品質や区民サービスの低下を招き、下請け事業者へのしわ寄せや労働環境の悪化などの問題にもつながっていく恐れがある。

これらの問題は、採算性を度外視した低価格での受注が大きな原因のひとつと考えられることから、適切な価格で受注できるよう、最低制限価格の適正な設定水準について、市場の動向や予算執行への影響等を踏まえ、改正を行う。

### (4) 総合評価競争入札制度について

現在の試行状況を踏まえ、今後、比較的技術力を必要とする工事等を中心に、総合評価競争入札制度を本格実施していく。区内事業者における災害時対応などの地域貢献度について評価の対象としてきた。平成26年度も、25年度と同規模の実施件数を30件程度とし（24年度実績：20件、25年度目標30件）、地域貢献評価をさらに充実させ、町会・自治会などの地縁団体への加入に対して加点することなども検討していく。

### (5) 業務委託履行評価制度について

業務の委託にあたっては、区として、受託事業者の履行内容等について必要な評価や指導を行い、区民サービスの向上につなげていくことが必要である。

現在、建物清掃業務についてのみ試行的に実施しているところだが、類似する他の委託業務についても順次導入を拡大していく。対象業務については、公共施設の維持管理や道路管理、公園管理などを想定する。

### (6) 入札における地域要件について

区が発注する契約案件は、主に、道路舗装、建築、造園、測量などの工事請負契約と物品購入、印刷請負、賃貸借などの物品等契約に大別できる。

この中で、例えば物品購入では、区内事業者が取り扱っていないものを購入することもあり、地域要件（区内に本店、支店を有すること）を付さない場合も多々ある。

一方、道路舗装や造園工事の場合、多くは区内業者による施工が可能であり、また、これらを請け負う事業者の多くが、災害時に人名救助や道路啓開などを担う防災協定を区と結んでいる。東日本大震災の被災地では、地元建設業者が積極的に道路啓開にあたり、救出救助活動の一躍を担ったとの報告がある。従業員が地元の地理に詳しいことや長年の受注経験が生かされたことなど様々な要因があるが、災害対策の面からも地元建設業者や造園業者が存在することは非常に重要なことがわかる。

これらを踏まえ、契約の相手方に入札における地域要件を付けることについては、区内産業の育成や活性化などの観点に加え、前述した防災対策の強化や区民の利益といった視点を含めて、今後、そのあり方について具体的な検討を進めていく。

(7) (仮称) 世田谷の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例の制定について

平成23年第1回区議会において、「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が採択され、区は、公契約のあり方検討委員会を設置し、2年に亘り検討を行ってきた。委員会では、事業者等の経営環境や事業者等によって雇用される労働者等の労働環境の改善に止まらず、広く公共政策的な視点や納税者である区民の利益に対する視点を取り入れながら、また、経済性・公正性原則と社会的価値のバランスにも十分に配慮しつつ、いわゆる公契約条例を制定することを求めている。

地方自治法上、契約の締結権は、区長の予算執行権の一部をなすものであるが、そのことに十分留意しつつも、法令の許す範囲の中で、区の発注に係る契約において、適正な賃金の支払いなど労働者等の労働環境が守られるよう、世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例を制定する。

## 『世田谷区入札制度改革』及び『(仮称)世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例』に基づく7つの施策

世田谷区入札制度改革を進め、また、その一環として、本条例を制定し、世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境を確保していく。

## 〔仮称〕世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例制定における基本的考え方

・区は、区の発注に係る契約の実施について、その時々々の社会経済情勢を踏まえ、競争性、経済性、公平性、公正性、透明性、履行の質の確保などを目的として、必要な制度改革を行ってきたが、昨今の社会経済情勢によると、事業者間の競争は激しくなり、世上、一部においては、採算を度外視した受注をせざるを得ない状況も見受けられるとされており、そこには、事業者等がおかれた厳しい経営環境の実態が反映され、また、労働者等の労働環境の悪化が懸念されている。

・労働者等の労働条件は、本来、民法、商法、労働基準法、労働契約法、最低賃金法などの民事、労働関係法令等に基づいて、使用者と労働者等の間における自由な契約によって決められるべきものであり、区は、法的に見ても、行政施策として、その是正に関する権限を与えられていないが、区の発注に係る契約において、適正な賃金の支払いなど労働者等の労働環境が守られない事態が仮にあるとすれば、区としても看過することはできない。

・平成23年第1回区議会において、「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が採択され、区は、公契約のあり方検討委員会を設置し、2年に亘り検討を行った。委員会では、事業者等の経営環境や事業者等によって雇用される労働者等の労働環境の改善に止まらず、広く公共政策的な視点や納税者である区民の利益に対する視点を取り入れながら、また、経済性・公正性原則と社会的価値のバランスにも十分に配慮しつつ、いわゆる公契約条例を制定することを求めている。

・地方自治法上、契約の締結権は、区長の予算執行権の一部をなすものであるが、そのことに十分留意しつつも、区は、法令の許す範囲の中で、区の発注に係る契約において、適正な賃金の支払いなど労働者等の労働環境が守られるよう、世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例を制定する。

入札・契約の公平性及び公正性、透明性、履行等の質、適正な価格の確保のための施策の実施

事業者等の労働環境の確認に関する施策の実施

適正な労働環境の確保のための広報その他の啓発事業の実施

社会的価値の実現及び向上並びに地域経済の健全な発展が図られるための施策の実施

世田谷区にふさわしい入札制度改革を進めるため、以下の7つの施策を総合的に講じる。

## 【入札制度改革に基づく施策】

具体策

## ①最低制限価格の引上げ

・最低制限価格制度における価格設定方法の変更による設定範囲の見直し

【現行】予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内  
最低制限価格制度は、極端な低価格受注による粗雑工事、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化や安全対策の不徹底を未然に防止し、工事の適正な履行を確保するために従前より実施してきたが、契約内容に適合した履行、工事品質の一層の確保を図る観点から、最低制限価格の設定範囲を見直します。

## ②総合評価競争入札制度の拡充

・本格実施に向けて、更なる対象の拡大を検討  
・地域貢献度等の新たな評価基準の追加の検討(例として、地域貢献、若年者雇用、障害者雇用、男女共同参画、労働安全衛生、災害時対応、地域ボランティア、地元下請率等)

## ③工事成績評定制の拡充

・評定方法の見直し、表彰制度等(インセンティブ)  
現在、区のホームページにおいて、各業種ごとに工事成績のトップ10を公表していますが、あらたに表彰の場を設け、表彰とともに優良事業者としてステッカーを配付するなど、事業者のモチベーションを高めていきます。

## ④業務委託履行評価制度の拡充

・本格実施、対象拡大、表彰制度等(インセンティブ)  
現在、建物清掃業務についてのみ試行的に実施しているところですが、類似する他の委託業務にも順次導入を拡大していきます。将来的には総合評価競争入札制度との関連付けを行うなどして、事業者のモチベーションを高めていきます。

## 【新条例施行に基づく施策】

具体策

## ⑤(新)労働環境確認シート(仮称)の導入

・26年度から新たに労働環境確認シートを作成し、区と契約する事業者に対して配付し、記載を促し、報告内容を調査するとともに、不適切な事業者に対して改善を促し、必要ならば関係機関との連携を図りながら改善を目指していきます。

## ⑥(新)契約適正化推進委員会(仮称)の設置

・適正かつ公正な契約の実施のさらなる推進のため、区長の附属機関として(仮称)世田谷区契約適正化推進委員会を設置します。また、委員の中に労働問題に関する関係行政機関の職員を加え、区内の労働環境の実態に即した対応等ができるよう配慮します。(入札監視委員会はこちらの委員会に組みこまれます)

## ⑦(新)適正な労働環境確保のための広報活動及び啓発事業の実施、関係機関との連携

・条例の実効性を確保するため、継続的に労働環境改善に関する広報活動や啓発事業を行うとともに、各団体等の様々な労働環境改善の取組みを積極的に支援していきます。

